

# 第 83 回全日本学生ヨット選手権大会

## 帆 走 指 示 書

「NP」 艇からの抗議の根拠とはならない。これは規則 60.1(a)を変更している。

「SP」 レース委員会から審問なしに、またはプロテスト委員会の審問により、スタンダード・ペナルティが課せられる。

### 1. 規則

1.1 本大会は、『セーリング競技規則 2017-2020』（以下、『規則』という）に定義された規則を適用する。

1.2 規則の定義にある規則(g)には全日本学生ヨット連盟で入手することができる、以下の文書が含まれる。

- (1) 全日本学生ヨット連盟規約
- (2) 470 級学連申し合わせ事項
- (3) スナイプ級学連申し合わせ事項
- (4) 艇体への大学名表示に関する申し合わせ事項

1.3 SCIRA 規則の「国内及び選手権大会の運営規定」は、同規定 9.1 に定められたレースを行う最大風速に関する規定を除き適用されない。

1.4 規則 41 に以下を追加する。

『(e) 自チーム内での情報の交換。』

1.5 規則 60.1(b)に以下を追加する。

『ただし、艇は自チームの他艇から受けた損傷または傷害に基づいて、救済要求を行うことはできない。』

1.6 付則 D は適用しない。

1.7 次の規則を追加する。

『インシデントが同じチームの艇の間であり、接触がなかった場合、規則第 2 章の規則違反に対してのペナルティはないものとする。』

### 2. 競技者への通告

2.1 競技者への通告は、大会本部 1 階に設置された公式掲示板に掲示される。

### 3. 帆走指示書の変更

3.1 帆走指示書( 以下、『指示』という )の変更は、それが発効する当日の 08:30 までに掲示される。

ただし、レース日程の変更は、前日の 17:30 までに掲示される。

### 4. 陸上で発する信号

4.1 陸上で発する信号は、大会本部 2 階に掲げられる。

4.2 陸上で回答旗が掲揚された場合、レース信号回答旗中の『1 分』を『30 分以降』と置き換える。

4.3 音響信号 1 声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は D 旗掲揚後 30 分以降に発する。[艇はこの信号が発せられるまでは出艇してはならない。]」ことを意味する。

D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみに適用する。

### 5. レース日程

5.1 予定されるレース日程とレース数は次のとおりとする。

日程	470 級	スナイプ級
9 月 15 日(土)	4	4
9 月 16 日(日)	4	4
9 月 17 日(月)	3	3

各日程の最大レース数は「5 レース」とする。実施レース数はレース委員会の裁量による。

5.2 レース日の 08:20 より、大会本部 2 階にてブリーフィングを行う。

レース日の 470 級の最初の予告信号予定時刻は 09:30 とし、スナイプ級の予告信号はその後に適宜発せられる。

5.3 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも 5 分以前に音響信号 1 声とともにレース委員会信号艇に『オレンジ色のスタート・ライン旗』を掲揚する。

5.4 9 月 15・16 日は 16:00、9 月 17 日は 12:00 を超えて予告信号が発せられることはない。

### 6. クラス旗

6.1 クラス旗は次のとおりとする。

クラス	クラス旗
470 級	白地に青色の 470 級の形象
スナイプ級	白地に青色または赤色のスナイプ級の形象

## 7. レース・エリア

7.1 【添付図 A】に、「レース・エリア」を示す。

## 8. コース

8.1 【添付図 B】に、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含む「コース図」を示す。

8.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に艇が帆走するコースおよび、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

## 9. マーク

9.1 マーク 1. 2. 3p. 3s. 4p. 4s はオレンジ色の円錐形ブイとする。

9.2 スタート・マークは、レース委員会信号艇とポートの端にあるレース委員会艇またはオレンジ色の円筒形ブイとする。

9.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。

9.4 指示 11 に規定する新しいマーク 1 の新しいマークは黄色の円筒形ブイ、マーク 2 の新しいマークは赤色の円筒形ブイとする。

## 10. スタート

10.1 スタート・ラインは、レース委員会信号艇がオレンジ色旗を掲揚するポールと、レース委員会艇がオレンジ色旗を掲揚しているポールまたは、ポートの端のスタート・マークの間とする。

10.2 スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった「DNS」』と記録される。

これは規則 A4. A5 を変更している。

10.3 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則 30.4 に抵触した艇は、次のレースの予告信号以前にレース委員会信号艇のスターンに掲示される。

これは規則 30.4 を変更している。

10.4 他のスタートの手順の間、予告信号が発せられていない艇は、【添付図 C】に示された「スタート・エリア」を回避してしなければならない。

## 11. コースの次のレグの変更

11.1 コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。

その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

## 12. フィニッシュ

12.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールまたは、ポートの端のフィニッシュ・マークの間とする。

## 13. ペナルティ

13.1 規則 42 に対し付則 P を適用する。

13.2 「NP」「SP」規則 44.1 に基づきペナルティを履行した艇は、大会陸上本部で入手できる『回転ペナルティ報告書』を抗議締切時間内に大会陸上本部に提出しなければならない。

## 14. タイム・リミットとターゲット・タイムおよびフィニッシュ・ウィンドウ

14.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは次のとおりとする。

クラス	レースのタイム・リミット	マーク 1 のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	レースのターゲット・タイム
470 級	70 分	25 分	15 分	40 分
スナイプ級	80 分	25 分	15 分	50 分

14.2 マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しそうにない場合、レース委員会はそのレースを中止する。

ことができる。この項は規則 32.1 を変更している。

14.3 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

14.4 先頭艇が、(規則 30.3 または規則 30.4 が用いられた場合、各々に違反しない先頭艇が) コースを帆走してフィニッシュ後に定められるフィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった「DNF」』と記録される。この項は規則 35、A4 及び A5 を変更している。

## 15. 抗議と救済要求

15.1 抗議書はプロテスト委員会事務局で入手できる。

抗議. 救済要求. 審問の再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。

15.2 抗議締切時間は、その日の当該クラスの最終レース終了後、またはレース委員会が「本日これ以上レースを行わない」の信号を発した後 60 分とする。

15.3 レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会からの抗議を規則 61.1(b)に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は抗議の通告を掲示する。

15.4 審問の場所及び時刻、抗議の当事者、または証人として指名された者を競技者に知らせるために、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。

15.5 審問は基本的に受付順におこなう。

当事者はプロテスト委員会事務局が指定する待機所にて待機していなければならない。

15.6 規則 42 違反に対するペナルティを課せられた艇のリストは、その日のレース終了後掲示される。

15.7 大会最終日での審問再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。この項は規則 66 を変更している。

(1) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。

(2) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された場合には、通告後 20 分以内。

15.8 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。この項は、規則 62.2 を変更している。

## 16. 得点

16.1 大会の成立には、2 レースを完了させることが必要である。

16.2 クラス別のチーム順位は、実施された全てのレースにおける各チーム 3 艇の得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。この項は規則 A2 を変更している。

16.3 クラス別のチーム得点がタイとなった場合は、規則 A8 の「艇」を「チーム」に置き

換えて適用する。

16.4 総合得点は、両クラスに参加したチームの両クラス全ての得点合計とし、より得点の低いチームを上位とする。

16.5 総合の得点がタイとなった場合には、当該チームは同順位とし、その次の順位を欠位とする。

16.6 規則 90.3(b)に規定された以下の規則に基づく失格「DNE」に対する得点は、シリーズに参加した艇の数に5を加えた得点とする。これは規則 A4.2 を変更している。

- ・ 規則 2
- ・ 規則 30.4 の最後の文
- ・ 規則 P2.2 または P2.3 に適用する場合の規則 42
- ・ 規則 69.2(c) (2)

## 17. 安全規定

17.1 「NP」「SP」 出艇申告と帰着申告は次のとおりとする。

(1) 出艇しようとする競技者は、その日の 08:00 から 09:00 までの間に大会陸上本部前に用意される『出艇申告書』にサインした後に出艇しなければならない。

(2) 帰着した競技者(レース委員会が正当な理由があると認めた場合は代理人)は、帰着後速やかに大会陸上本部前に用意される『帰着申告書』にサインしなければならない。その日の最終レース終了後の帰着申告は、その日の当該クラスの抗議締切時間までに完了させなければならない。

(3) 帰着申告後に再出艇する場合、(『AP/H 旗』、『N/H 旗』での帰着、またはリタイアによる帰着後の再出艇)は随時出艇申告を受け付ける。出艇申告無しの再出艇は認められない。引き続きレースが行われた場合、この指示違反に対するペナルティは、対象の全てのレースに対して課す。

17.2 「NP」「SP」 リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、可能な限りリタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。競技者は指示 17.1(2)に従い帰着申告を行った後、速やかに大会陸上本部で入手できる『リタイア報告書』を提出しなければならない。

17.3 レース委員会またはプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合、強制救助する場合がある。

強制救助の判断については、艇からの救済の要求の根拠とはならない。これは規則 60.1(b) を変更している。

17.4 指示 17.1 の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3点の得点を与える。ただし、当該種目参加艇数+1点を上まわらない。これは規則 63.1 及び A4、A5 を変更している。なお引き続きレースが行われた場合には、指示 17.1(1)(3)の手続きの誤りについてはその直後のレースに、17.1(2)の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティを課すものとする。

## 18. 乗員表・乗員変更届の提出及び乗員の交替

18.1 「NP」「SP」艇は、その日の最初のレースの『乗員表』を指示 17.1(1)の出艇申告と同時に大会陸上本部に提出しなければならない。

18.2 「NP」「SP」その日の2レース目以降に乗員を変更する場合は、『乗員変更届』をその都度大会陸上本部に提出しなければならない。

海上で乗員を交替した場合は、最初の適当な機会にレース委員会信号艇に変更がある旨を伝えた後に帰着後に『乗員変更届』を提出しなければならない。

18.3 引き続きレースが行われた場合、指示 18.1、18.2 違反に対して、対象の全てのレースにペナルティを課す。

## 19. 装備の交換

19.1 「NP」「DP」損傷または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の承認なしでは許可されない。

19.2 「NP」「DP」陸上で装備を交換する場合は、大会陸上本部で入手できる『装備交換申請書』をテクニカル委員会に提出し承認を受けなければならない。

19.3 「NP」「DP」海上で装備を交換する場合は、最初の適当な機会にレース委員会信号艇に装備の交換がある旨を伝え、帰着後に『装備交換申請書』をテクニカル委員会に提出し承認を受けなければならない。

## 20. 装備と計測チェック

20.1 艇または装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

20.2 艇は水上で、テクニカル委員会イクイップメント・インスペクタまたはメジャラによ

る検査のために、直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

20.3 帰着後、陸上にて指定された艇は、速やかに計測場所に艇を持ち込まなければならない。

## 21. 運営艇

21.1 運営艇の標識は、次のとおりとする。

クラス	クラス旗
運営艇	「RC」と黒字で記された白色旗
プロテスト委員会艇	「JURY」と黒字で記された白色旗

## 22. 支援艇

22.1 支援艇とは、規則の定義にある支援者が乗艇する全ての艇を指す。

22.2 支援艇のあるチームは、受付け時に「参加申込書 3」として提出した「支援艇許可申請書」の写しを提示することにより、「支援艇許可書」を受け取ることができる。

22.3 「NP」「DP」 支援艇は水上にいる間、大会本部で貸与する『綠色旗』を水面より 1.5m 以上の高さに掲揚しなければならない。

22.4 「NP」「DP」 支援艇は、レース委員会およびプロテスト委員会の通信を傍受してはならない。これは携帯電話の利用も含める。

22.5 「NP」「DP」 支援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号から、後にスタートするクラスの全ての艇がスタート・ラインから離れるまで、【添付図 C】に示された「スタート・エリア」および、【添付図 D】に示された「艇がレースをしているエリア」の外側にいなければならない。

また全てのクラスの艇がスタート・ラインを離れた後から、全ての艇がフィニッシュするか、もしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、【添付図 D】に示された「艇がレースをしているエリア」の外側にいなければならない。

22.6 「NP」「DP」 レース委員会艇に『綠色旗』が掲揚された場合、『支援艇は、レースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを意味する。

この場合、指示 22.5 は適用されない。

22.7 レース委員会またはプロテスト委員会は、支援艇のレース公示の支援艇条項及び、指



示 22.1、22.2、22.3、22.4、22.5、22.6 の違反を申し立てて、その支援艇の関与する艇を抗議することができる。プロテスト委員会は、審問においてその支援艇が違反したと判定した場合、その支援艇の関与するチームの艇にペナルティを課することができる。違反を申し立てられた支援艇の代表者は、プロテスト委員会から要請された場合、この指示に基づく審問に出席しなければならない。

## 23.ごみの処分

23.1 ごみは支援艇に渡してもよい。

23.2 支援艇のないチームは、ごみをレース委員会艇に渡してもよい。

## 24.賞

24.1 賞は次のとおりに与える。

国際 470 級 賞状 1 位～3 位

国際スナイプ級 賞状 1 位～2 位

総合 賞状 1 位～2 位

## 25.責任の否認

25.1 競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則 4「レースすることの決定」参照。主催団体はレガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後と、関連してこうむった物的損傷または人身傷害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

## 26. 大会期間中の肖像権

26.1 大会期間中の艇、選手に関する写真、ビデオ等の全ての著作物、映像に関する権利は、主催団体に帰属する。

これらはホームページや SNS に掲載されることがある。

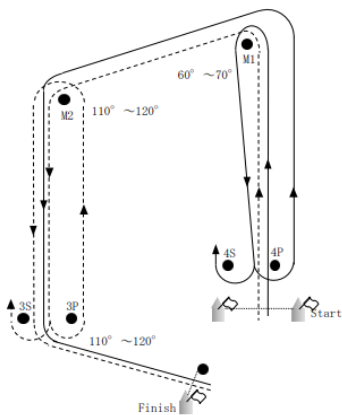
【添付図 A】 レース・エリア



主要座標 緯度1度=緯度60分=60海里  
緯度1分=1海里(NM)=1.852KM

祝津沖水域 : 緯度 43° -13.0 N~43° -14.9 N	東経 141° -01.2 E~141° -03.7 E
海面 A : 緯度 43° -13.6 N~43° -14.8 N	東経 141° -01.2 E~141° -02.3 E
同中心 : 緯度 43° -14.0 N~43° -14.4 N	東経 141° -01.7 E
海面 B : 緯度 43° -13.2 N~43° -14.0 N	東経 141° -02.5 E~141° -03.7 E
同中心 : 緯度 43° -13.6 N	東経 141° -03.0 E
*協定航路	東経 141° -02.4 E
ハーバー入口: 緯度 43° -14.1 N	東経 141° -00.9 E

【添付図 B】 コース図



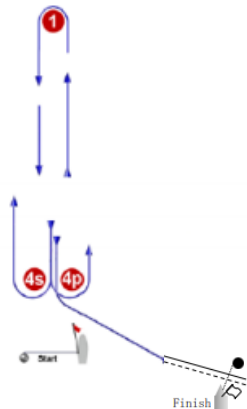
コース O1: スタート → M1 → M2 → 3p/3s → M2 → 3p →  
→ フィニッシュ

コース O2: スタート → M1 → M2 → 3p → M2 → 3p →  
→ フィニッシュ

コース I1: スタート → M1 → 4p/4s → M1 → M2 →  
3p → フィニッシュ

コース I2: スタート → M1 → 4p → M1 → M2 → 3p  
→ フィニッシュ

**LR**

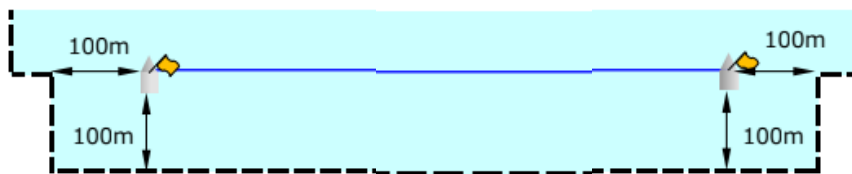


LR2 : スタート → M1 → 4p/4s → M1 → 4 p → フィニッシュ  
ユ

LR3: スタート → M1 → 4p/4s → M1 → 4p/4s → M1 → 4 p  
→ フィニッシュ

**【添付図 C】 「スタート・エリア」**

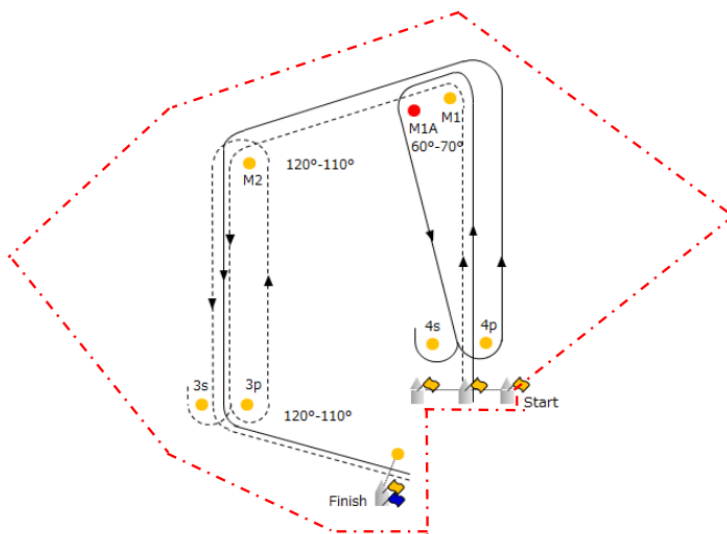
指示 10.5、および指示 22.6 にて規定されている「スタート・エリア」を点線で示す。



**【添付図 D】 「艇がレースをしているエリア」**

指示 22.5 にて規定されている「艇がレースをしているエリア」

この点線は、艇が帆走するであろう位置から距離 100m を示している。



※ スタート後、レース委員会信号艇のポートの端とスターボードの端のピンポートは、この位置にない場合がある。